

においてゼロ・エネルギー住宅の補助金を活用した実績^{※2}が合計4戸以上の場合は、1戸あたり125万円)を上限とします。

⑤ ゼロ・エネルギー住宅型【ZEH Oriented】

「2.6 補助対象となる経費」の1/10以内の額で、かつ住宅1戸当たり90万円（補助を受ける施工事業者が平成27～令和3年度の7年間の地域型住宅グリーン化事業においてゼロ・エネルギー住宅の補助金を活用した実績^{※2}が合計4戸以上の場合は、1戸あたり75万円）を上限とします。

⑥ 高度省エネ型【認定低炭素住宅（ZEH水準）】

「2.6 補助対象となる経費」の1/10以内の額で、かつ住宅1戸当たり90万円を上限とします。

⑦ 高度省エネ型【認定低炭素住宅】

「2.6 補助対象となる経費」の1/10以内の額で、かつ住宅1戸当たり70万円を上限とします。

※1 5万円未満は切り捨てとなります。

※2 「補助金活用の実績」の該当事業名は、以下のaからgまでが対象となります。なお、aからfまでは補助金の交付実績で判断し、gは交付申請を行った場合でも活用実績「有」とします。

- a) 平成27年度地域型住宅グリーン化事業（補正予算による事業を含む）
- b) 平成28年度地域型住宅グリーン化事業（補正予算による事業を含む）
- c) 平成29年度地域型住宅グリーン化事業
- d) 平成30年度地域型住宅グリーン化事業
- e) 令和元年度地域型住宅グリーン化事業
- f) 令和2年度地域型住宅グリーン化事業（補正予算による事業を含む）
- g) 令和3年度地域型住宅グリーン化事業（補正予算、追加予算による事業を含む）

(2) 木造住宅への地域材利用（地域材加算）

補助対象の住宅が、主要構造材（柱・梁・桁・土台）の過半（募集要領【別紙4】参照）において、「3.6 本事業における「地域材」の考え方」に示す「地域材」を使用する場合は、予算の範囲内で補助金額を加算します（以下、「地域材加算」という。）。加算する補助金の額は、1戸当たり上限20万円（以下「地域材加算の補助額」という。）とし、10万円単位で設定できます。

※三代同居加算、若者・子育て世帯加算との併用はできません。

(3) 三代同居への対応（三代同居加算）

補助対象の住宅が、三代同居対応住宅の要件（募集要領【別紙5】参照）を満たす場合は、予算の範囲内で補助金額を加算します（以下、「三代同居加算」という。）。加算する補助金の額は、1戸当たり上限30万円（以下「三代同居加算の補助額」という。）とし、10万円単位で設定できます。

※地域材加算、若者・子育て世帯加算との併用はできません。

(4) 若者・子育て世帯への支援（若者・子育て世帯加算）

補助対象の住宅の建築主（買主）が、令和4年4月1日時点で40歳未満である場合（若者）、または、令和4年4月1日時点もしくは交付申請日時点で18歳未満の子供と同居している場合（子育て世帯）は、予算の範囲内で補助金額を加算します（以下、「若者・子育て世帯加算」という。）。加算する補助金の額は、1戸当たり上限30万円（以下「若者・子育て世帯加算」という。）。

て世帯加算の補助金額」という。)とし、10万円単位で設定できます。
※地域材加算、三世代同居加算との併用はできません。

(5) 地域住文化への支援 (地域住文化加算)

地域の伝統的な建築技術の継承に資する住宅とする場合、1戸当たり20万円を上限に補助金額を加算します(以下、「地域住文化加算」という。)。具体的には、グループが適用申請書において、地方公共団体が定める「地域住文化要素基準」を取り入れた共通ルールを定め(畳の間、瓦の屋根、襖・障子、木製建具、軒の深さ等の要素が3つ以上ある必要)、その基準を満たす住宅を建築し、建築士が基準への適合を確認することで、加算することができます。なお、本事業では、地域毎の多様性を踏まえて地方公共団体の定める基準に基づくことから、住宅の建設地が基準を定めている地方公共団体の行政区画に存する場合に限り加算の対象とします。他の地方公共団体の基準を適用することはできません。

※他のいずれの加算とも併用できます。

(6) バリアフリー対策への支援 (バリアフリー加算)

第三者機関により住宅性能表示制度の高齢者等配慮対策等級(専用部分)の等級3以上と評価された住宅の場合、1戸当たり30万円を上限に補助金額を加算します(以下、「バリアフリー加算」という。)

適合確認方法としては、以下があります。

・高齢者等配慮対策等級(専用部分)等級3以上を評価した設計住宅性能評価書+建築士による工事内容確認書

・高齢者等配慮対策等級(専用部分)等級3以上を評価した建設住宅性能評価書

なお、手すり設置に対する国庫補助が含まれる他の補助金との併用は不可となります。

※他のいずれの加算とも併用できます。

補助金額の留意点

- ・事前枠付与方式における個別の住宅に対する補助金は、採択されたグループに対する配分額をもとに、補助限度額を上限に、構成員である施工事業者に割り当ていただきます。
- ・グループに対する配分額が要望額を下回る場合、グループ内で補助対象となる木造住宅及び個別の住宅に対する補助金の額を設定して、事業の種類等による枠の中で補助対象戸数を増やすことができます。
- ・先着順方式における個別の住宅に対する補助金は、実施枠の区分内で活用していただきます。

若者・子育て世帯加算について

- ・「若者」は、建築主である請負契約上の発注者(または売買契約上の買主)が居住するものを対象とします。発注者(買主)が複数名の場合は、何れかの方が該当すれば対象となります。
- ・「子育て世帯」は、建築主である請負契約上の発注者(または売買契約上の買主)と18歳未満の子供が同居する場合に対象とします。
- ・若者・子育て世帯加算を受ける場合は、要件確認として交付申請時に対象者の確認書類を提出していただきます。詳しくは、マニュアル第2章、第3章、第4章を参照してください。
- ・売買契約による住宅は、交付申請時点で若者または子育て世帯に該当する買主が決まっている場合に対象となります。売買契約の締結前でも構いませんが、買主を変更することはできません。
- ・賃貸住宅や法人・団体等が発注者(買主)の場合は、若者・子育て世帯加算の対象外です。